



新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び早期収束を図るため、国においては緊急事態宣言を発令し、飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの推進などの緊急事態措置を講じたところであるが、病床のひっ迫が深刻化するなどの厳しい状況が続いたため、10都府県では緊急事態宣言が延長され、首都圏1都3県では、陽性確認者が減少傾向にあるもののリバウンドも懸念される現状にある。

このような状況において、住民と最も近い都市自治体においても、医療、介護、地域経済等の現場において様々な課題に全力を尽くしているところであり、今後ともその取組を一層強化するため、県においては次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 医療提供体制を維持するため、医療機関の役割分担のもと、引き続き受入れ病床の確保を図ること。
- 2 自宅療養のリスクを回避するため、宿泊療養施設を十分に稼働させること。
- 3 医師、看護師等の医療従事者に対する支援措置を講じること。
- 4 県と市町村が連携して感染防止対策を円滑に講じることができるよう、必要な情報の共有を図ること。
- 5 保育園の登園自粛の措置、保育料の還付などについて、市町村間で差異が生じないように取扱いの方針を示すこと。
- 6 別紙の関係省庁に対する要望について、機会をとらえて働きかけること。

令和3年3月2日

神奈川県知事
黒岩祐治様

神奈川県市長会
会長 本村賢太郎

